

《高齢者タクシー料金助成事業》

高齢の方の外出支援として、タクシー料金の一部を助成します。

【対象者】

本市に住所を有し、令和9年3月31日までに満85歳以上になれる在宅の方

次の方は対象外となります。

- 障害者タクシー利用補助券の交付を受けている方
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院へ入所の方
- 北名古屋市外の施設へ入所の方

※年度中、対象外となった方は喪失の手続きが必要です。市役所へ喪失届を提出し、タクシー料金助成利用券を返却してください。

【内 容】 タクシー料金助成利用券1冊（10枚綴り）を支給します。

※10月以降に申請の場合は、5枚綴りを支給します。

利用できる事業者	・愛知県タクシー協会加盟タクシー事業者 ・名古屋タクシー協会加盟タクシー事業者 ※上記に加盟していても利用できない場合がございます。 乗車前に各タクシー事業者へご確認をお願いします。 ・市が契約をした事業者
助成額（1枚）	500円

- 申請された翌年度以降は、該当の方にはタクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）を送付します。

【ご利用方法】

- 1 利用券は、1乗車につき利用券2枚（1,000円）までご利用いただけます。
※タクシー1台に対象者が複数人で乗車した場合でも、利用券は1台あたり最大2枚までのご利用となります。
- 2 本人確認ができるもの（介護保険証等）を乗務員に呈示してください。（呈示がない場合は利用できません。）
- 3 タクシー料金から利用券の助成額を差し引いた額が、自己負担となります。
- 4 タクシー料金が利用券の助成額未満の場合は、おつりは出ません。
- 5 高齢者割引を実施している事業者もありますので、各事業者にご確認ください。
- 6 他の補助制度との併用はできません。

【注意事項】

- 1 破損・紛失の場合など、再交付はしません。
- 2 転出、死亡等の事由で資格喪失となる場合は喪失届を提出し、利用券を返却してください。

【問合せ先】 北名古屋市役所 高齢福祉課 電話 0568-22-1111